

令和元年 第3回定例会

浦臼町議会会議録

令和元年 9月17日 開会

令和元年 9月19日 閉会

浦臼町議会

浦臼町議会第3回定例会 第1号

令和元年9月17日（火曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般報告
- 4 行政報告
- 5 一般質問
- 6 議案第33号 令和元年度浦臼町一般会計補正予算（第4号）
- 7 議案第34号 浦臼町役場の位置を定める条例の制定について
- 8 議案第35号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 9 議案第36号 浦臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び浦臼町認定こども園設置条例の一部を改正する条例について
- 10 議案第37号 浦臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 11 議案第38号 浦臼町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
- 12 議案第39号 指定管理者の指定について（浦臼町ジビエ処理加工センター）
- 13 同意第3号 教育委員会委員の任命の同意を求めることについて
- 14 同意第4号 教育委員会教育長の任命の同意を求めることについて
- 15 報告第3号 平成30年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
- 16 認定第1号 平成30年度浦臼町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 17 認定第2号 平成30年度浦臼町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 18 認定第3号 平成30年度浦臼町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 19 認定第4号 平成30年度浦臼町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 20 発議第2号 浦臼町議会会議規則の一部を改正する規則について
- 21 発議第3号 事務の検査について

2 2 意見書案第 1 号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実
・強化を求める意見書について

2 3 所管事務調査について（総務産業常任委員会）

○出席議員（9名）

議長	9番	小松正年君	副議長	8番	中川清美君
	1番	高田英利君		2番	野崎敬恭君
	3番	柴田典男君		4番	東藤晃義君
	5番	折坂美鈴君		6番	静川広巳君
	7番	牧島良和君			

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	斉藤純雄君
副町長	川畑智昭君
教育長	浅岡哲男君
総務課長	石原正伸君
総務課主幹	城宝睦己君
くらし応援課長	大平雅仁君
くらし応援課主幹	中田帯刀君
長寿福祉課長	齊藤淑恵君
長寿福祉課主幹	鎌田隆司君
産業振興課長	横井正樹君
産業振興課主幹	明日見将幸君
産業振興課主幹	車田利夫君
建設課長	馬狩範一君
教育委員会 事務局 長	上嶋俊文君
農業委員会 事務局 長	大平英祐君
出納室主幹	國田朋子君
農業委員会会長	日下文雄君
代表監査委員	笹木政廣君

○出席事務局職員

局長	河本浩昭君
書記	西川茉莉君

◎開会の宣告

○議長

おはようございます。

本日の出席人員は9名全員でございます。

定足数に達しております。

ただいまから、令和元年第3回浦臼町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長

日程第1、会議録署名議員の指名を、会議規則第118条の規定により、議長において、7番牧島議員、8番中川議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月19日までの3日間にしたいと思います。

ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月19日までの3日間と決定いたしました。

◎日程第3 諸般報告

○議長

日程第3、諸般の報告をします。

初めに、令和元年第2回定例会以降きょうまでの議長政務報告をお手元に配付しておりますので、お目通し願ひ、主なもののみ報告いたします。

8月5日から8月7日にかけて、空知町村議長会中央要望実行運動を行いました。空知14議長が3班編成に分かれて北海道選出の衆参の代議士また各省庁に要望書を手渡してまいっております。空知の諸問題の早期解決を要望したところでございます。

次に、教育長より平成30年度浦臼町教育委員会事務の点検及び評価結果

報告書の提出がございましたので、写しをお手元に配付しておりますので報告済みといたします。

次に、監査委員より、令和元年6月分から8月分に関する例月出納検査の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきますので、ご承知願います。

続いて、総務産業常任委員長より所管事務調査の報告がありましたので、その写しがお手元に配付のとおりでございますので、ご承知願います。

総務産業常任委員会所管事務調査は報告済みといたします。

◎日程第4 行政報告

○議 長

日程第4、行政報告を行います。

初めに、町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

斉藤町長。

○町長（斉藤純雄君）

皆さん、おはようございます。

令和元年第3回定例会の開会に当たり、一言ごあいさつと行政報告を申し上げます。

本日をもって招集いたしました第3回定例会では、議案7件、同意2件、報告1件、認定4件を上程いたしております。各議案提出の際には詳細にご説明いたしますので、十分にご審議いただき、町政発展のため議員各位のご賛同を賜りますよう、お願いを申し上げます。

この際、第2回定例会以降の行政報告について、お手元の配付資料をごらんいただき、口頭で1点、ご報告を申し上げます。

8月1日、空知地方総合開発期成会の令和2年度予算について中央要請活動を空知24市町長とともに実施してまいりました。4班に分かれての要請活動では地方交付税の総額確保や食料自給率の向上に向けた持続的な農業について、総務省、農林水産省など、さらには道内の選出国会議員のところに要請活動をしてまいりました。

以上でございます。

○議 長

次に、教育長から教育行政報告の申し出がありました。これを許します。

浅岡教育長。

○教育長（浅岡哲男君）

おはようございます。

議長の発言のお許しがありましたので、第2回定例会以降の教育行政についてご報告申し上げます。

あらかじめ報告書をお配りし、お目通しいただいておりますので、2点について報告させていただき、記載はございませんが、1点について報告させていただきます。

1点目は、8月4日、浦臼町開町120年記念事業タイムカプセル開封式等を開催いたしました。この事業は開町100年を記念し将来ある浦臼町の幼児、児童、生徒223名と本山町の吉野中学校、本山中学校の有志が20年後の町、自分へのメッセージをタイムカプセルに託したものです。

この日は当時の子供たち27名と本山町から3名の参加者を含め、関係者五十数名が集う中、タイムカプセルの開封式がなされました。それぞれの半生が上がっております。

また、この日は新たな記念日、思い出のメモリアルとして、参加者全員で浦臼町と本山町の花木である桜、ソメイヨシノを史料館前に植樹しております。

8月20日は、平成30年度浦臼町教育委員会事務の点検及び評価に向けた有識者懇談会を開催し、貴重なご意見をいただきました。その後の教育委員会では令和2年度から使用する小中学校の教科用図書採択の同意をいたしております。

最後に、浦臼町行政報告への記載はございませんが、4月18日に実施した全国学力学習状況調査の結果でございます。

過日、国の公表がなされました。教育委員会、学校におきましても、保護者、地域住民に対し説明責任を果たすことが重要と考えており、小学校、中学校におきましては、昨年同様各学校からの結果を分析し、学校便りを通し、保護者、地域住民に公表される予定であります。

教育委員会におきましては、この場での報告とさせていただき、道教委で発行する北海道版結果報告に記載することとしております。

本年度の調査は、国語、算数、数学において、知識と活用を一体的に問う問題に見直され、新たに中学校に英語を加えて実施されました。

本町の状況は、全国正答率を100として比較すると、小学校国語102、算数103、中学校国語102、数学103、今回から加わった英語、読み、書き、聞くで、話す領域を除いた3領域では105となり、小中学校ともにすべての教科で全国平均を上回った結果となりました。

この結果はこれまでの調査結果を真摯に受けとめ分析し、学校、教職員が一丸となり指導改善に努め、家庭における学習等、生活習慣指導に取り組んできたことが大きな要因になったと思っております。

これまでは教科や年次による調査結果に波が見られることから、これからは教科や年次の格差のないバランスのとれた指導に心がけ、全国平均水準を維持しつつ、これまでの取り組みを継承し、児童生徒が意欲を持って学び、社会で生き抜く確かなる力を身につけるよう学校との連携を密にし、これまで以上の支援に努めてまいります。

以上をもちまして、教育行政報告とさせていただきます。

○議 長

これで、行政報告は終わりました。

◎日程第5 一般質問

○議長

日程第5、これより一般質問を行います。

順次発言を許します。

発言順位1番、野崎敬恭議員。

野崎議員。

○2番（野崎敬恭君）

議長よりお許しをいただきましたので、浦臼に住み続けるため、生活のインフラ整備をという題目で町長に質問させていただきます。

JR札沼線の廃止により高齢者の流出が進むと思われませんが、その件を重く受けとめ、生活のインフラ整備策を講じなければならないと思っております。

また、現在タクシー券を高齢者向けに1万2,000円相当助成しておりますけれど、人口減少によりタクシーの営業が厳しくなり、土日営業を停止している状況でもございます。

これではタクシー券の配付を受けても利用できない人もおります。当然有効に利用している人もおりますが、土日利用は友人、商店業者に頼っている高齢者も多々おります。

自家用車利用でタクシー券の必要のない人もおります。行政としては平等性の観点から配付していると思うが、自家用車利用者においては金券等の配付も考えられないでしょうか。

また、地域公共交通事業者にも土日運行が厳しいのであれば、平日の利便性を確保し、生活インフラ再整備を図り、不自由さをなくすことが町長の最大の職務ではないか、そのように考えるところでございます。

現状、高齢者の流出を防ぐための対策と改善を望むものですが、その点について町長に伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長

答弁をお願いします。

石原課長。

○総務課長（石原正伸君）

野崎議員のご質問にお答えいたします。

住民が住みなれた町でいつまでも安心して暮らし続けるための要素の一つは、公共交通体系を確保し、その利便性を向上させる必要があることと認識してございます。

現在、JR札沼線の廃止に伴う代替交通について、本町から石狩当別駅までの代替バスをワゴン車で全日運行し、浦臼から奈井江駅まで土日祝日は事前予約制の乗り合いタクシーを運行、また浦臼から美唄駅間も同様に乗り合いタクシーの全日運行をする方向で事業者と協議を行っているところでございます。

この交通体系が実現できれば、今より格段便利になり交通インフラは充実

されていくと考えてございます。

次に、自家用車を利用している高齢者への支援についてのご質問ですが、タクシー券の配付は高齢者福祉の視点で実施している事業であり、必要とする高齢者等から申請をいただき審査を経て交付しております。

自家用車を運転する方へも交付要件により交付していますので、金券等の配付については今は考えてございません。

今後、高齢者がいつまでも安心して住み続けてもらえるよう、交通インフラを含め各種住民サービスの充実を図ってまいります。

以上です。

○議 長

再質問ございますか。

野崎議員。

○2番（野崎敬恭君）

既に札沼線の廃止によると思われる高齢者の流出がふえております。さらに移転を考えている高齢者も多々おります。

まずは、その日常生活の不自由さを取り除くことが先決ではないのかな、そのように考えるところでございます。

高齢者にとっては現状相当な不安を抱いていると思われれます。少なくとも私とかかわりのある高齢者にとっては平時の不自由さが物すごく身にしみているということでございます。その不安要素をなくすことが喫緊の課題だと思っております。

また、最近ちょっと警察の方とタイアップした免許証返上運動、運動と言ったらちょっとおかしいですけど、そのような放送が防災無線で流れております。

そういう事故を減らすという行為に対して、とても大変なことではあります。その免許証を返上することによる町内の生活が向上するわけではございませんで、ただそういう情報を流し、免許証、交通安全のみに特化した方法でやっていけば、その後の生活インフラ、そっちの方に相当なマイナス要素が生まれてくるのではないのか、そのように考えております。

どのような返上後に快適な浦臼ライフで生活できるのか、そこまで配慮した政策は行っていけるのでしょうか。

ことしの春にコンビニが1軒できまして、町民の生活は結構高齢者も若い人たちも1軒のお店により浦臼町が結構充実したのかな、そのように思って、私も大変住民の生活インフラの一端をコンビニが担ってくれたな、そのように喜んでいるところでございます。

ですが、まだまだそのマイナス要因が多々ある、その生活インフラをどのような視点で受けとめるかというのが必要なことではないかと思っております。

私はキャンペーンみたいにして、砂川市立病院に真っすぐ行けないことが不自由さの代表なんだよということで町長に何度もお願いしているわけです。

が、どういうわけかまず砂川市の方には直行便が通らないと。

何度も言うようですが、砂川市立病院はこの管内の拠点病院であります。

まず、病気になった、痛い、大変な病気を抱えたということになると、まずは砂川に行って、全体的な診察を受けると。

その結果、治ったら奈井江でいいですね、それから花月でいいですね、それから浦臼診療所でいいですね、そのような指示を砂川市立病院が発してくれるのではないかと、そのように思っております。

そのための交通インフラ、その肝心の拠点病院に行く交通機関が乗りかえなければならない、結構重篤な方が砂川市立病院にかかっているわけですので、乗りかえればあるのではないかと、そのような議論は当てはまらない、そのように思っております。

それから、これからますます団塊の世代が行政の生活インフラにも頼らなければならない状況にもなってくるのかなと思っております。

それを行政はどのように酌み取っていただいて、今後の住民の浦臼町における住み続けることのできるようなことになっていくのか、それをやっぱり行政は5年先、10年先も含め現在も含め考えていただきたいな、そのように思っているわけでございます。

さらに、今ちょうど行政とタクシーが合意した部分もありますので、協議している部分もありますので、ちょっとダブってきますから、再質問の訂正もしなければならないなと思っておりますけれど、タクシー利用に対しても多少のコストは上がっても、タクシー会社と十分な協議をしていただき、必要などころに必要な大事な金融資源を投下して、住民の不安を取り除く、そのような行政でやっていただきたい。

また、そのようにしていただきたい、そのように思うわけでございます。

住民に生活上の不自由を強いてはいないのか、それから歯科医院においてもドクターが病気加療中ということでもあり、週2日という、なぜか指定管理の方も見ていたらスムーズにはいっていない、それはやっぱり行政は指定管理者ときちんと話をして解決し、十分な医療も町内でせつかく管理者としてお迎えし、そしてコストもかけ、開業していただいているわけですから、行政もきちんとした協議をして、指定管理人に負けないようなちゃんとかういう対策をとってくれ、ああいう対策をとってくれという交渉をぜひ重ねていただきたいなと、そのように思っております。

また、疾病などにかかり、バリアフリーの公営住宅に入所希望者もおられるわけですが、それがバリアフリーの1階の住宅に入れられない疾病者も自分の自宅では車いす生活も大変だということで、申し込んでもその住宅のあきがない、そのような状況も現在生まれているのかなと思っております。

そこら辺もそういう生活貧困者が申し込みに来た場合にはどのような方法を取り、どのような利便性を与えてあげられるのか、それによってその人がこの町で最後まで住み続けられるか、もしくはそのような不自由なところで

あればこちらに來いと子供に言われて行かざるを得ないのか、そこら辺を行政はしっかりと考えを酌み取って、事業を行っていただきたい、そのように思っております。

やっぱり、あくまでも生活インフラの整備を充実させることによって、人口流出も一定の規模で抑えることができる。

今は本当に私の近くにおります高齢者も本当にこの町を捨てていくという言葉使いも使っている方もおりますので、それは行政はやっぱり一つ一つのことを取り上げれば切りがないという考えも持つ行政マンもおるかもしれません。

だけど、そうではなく、1人を抑えなかったら、2人も3人もこの町に住んでいただくことができない、そのように考えておるところでございます。

真剣にそのようなワーキンググループでもつくって、縦、横、この町はどうやったら高齢者に優しく、昔とった福祉の町という名前を再度取り戻すような行政であって、高齢者が最後までこの町で住み続けられるようにぜひ考えていただきたいと思います。

この件は喫緊の課題として、ぜひ町長に取り組んでいただきたいなど、そのように思っておりますのでよろしく願いいたします。

○議 長

答弁をお願いします。

斉藤町長。

○町長（斉藤純雄君）

質問の中の交通インフラですけれども、これは議員おっしゃっているとおり、住民の足として絶対に確保していかなくてはいけないと考えております。

ただ、民間タクシー業者が土日をやめたということで、事前にお話がありましたけれども、やはり乗る人がほぼほぼいないと。会社としてはやっぱり慈善事業ではないので、職員、運転手を1人、2人、土日、ちゃんと配置をしなくてはいけない。そうすると、青天井で赤字ばかりがふえるのでというお話もありました。

私ども苦渋の決断で今回は土日を休んでいいというお話をしたところでありましてけれども、先ほど答弁の中に来年札沼線の廃止とともに土日も奈井江線が廃止、それから美唄駅にも行けると、デマンド型でありますけれども、そういったことで少し今よりは住民の利用する部分が広がるのかなと思っている次第であります。

また、インフラという非常に幅広い中ではありますけれども、住宅の問題にしても、今民間アパートも1軒、またさらに建てております。なるべくそういう高齢者が入れるような、そういう入りやすい建物ということでも検討をしているところであります。

いろんな意味で高齢者に限らずいろんな課題を何とか行政の費用の中でできる範囲でやっていくということは私たちずっと考えていることでありますので、今後もそういう気持ちでやっていきたいと思っております。

以上です。

○議 長

再々質問ございますか。

野崎議員。

○2番（野崎敬恭君）

何度も質問しているわけで、今後もまたこんな問題で野崎、また言っているのかというあれも出るかもしれませんが、でも本当に住民目線で、そしてこの町が管内で最後までちゃんと生き残りできるような、そして高齢者が、いや、やっぱり出て行ったが、また戻って来て、浦臼町がよくなった、便利になった、そして戻って来て浦臼町で最後まで住みたい、そのように思われるような町になっていただきたいと思います。

答弁は要りません。ありがとうございます。

○議 長

発言順位2番、折坂美鈴議員。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

令和元年第3回定例会におきまして、町長に1点、農業委員会会長に1点の質問をさせていただきます。

1点目であります。持続可能なジビエ事業の展開を望む。

本年10月より開始されるジビエ食肉加工施設及び減量化施設の稼働に向けて、8月21日の臨時会において、浦臼町ジビエ処理加工センター設置及び管理条例が可決されましたが、条例の施行に関する規則の内容については、各議員より異議があり、定例会までに再議されるとの認識であります。

その重要課題として、減量化施設の管理等費用をどこがどれだけ負担するのか、浦臼町だけではなく、搬入する業者や連携する自治体の負担を求めることも視野に入れて検討することが、この事業を持続可能な事業にし、適正な有害鳥獣の駆除とエゾシカ肉の利活用を成功させることにつながるのではないのでしょうか。

ここでは具体策を伺います。

①広域連携で有害鳥獣の駆除に取り組むことをこの事業の目的とするという認識を徹底し、減量化施設の処理手数料は搬入する業者が負担、ジビエカーの経費については、各自治体の負担を求めるというのはどうでしょうか。

地方創生加速化交付金の際の業務委託概要書には、コア施設、ハブ施設の考え方が広域連携のイメージとして記載がありました。

②減量化施設に配置する人員は確保できていますか。

③現在は、ハンターとして地域おこし協力隊が1名採用されておりますが、今後は募集しないのでしょうか。1名では有害鳥獣駆除の任務の負担が大き過ぎると思いますが。

④地域おこし協力隊がハンターという特殊な業務を遂行するのに必要な経費が認められていないと思います。

悪路を走るのが日常であるにもかかわらず、自家用車を業務に使っております。

車両借上料は他の隊員と同じ5万円ですが、車両の摩耗の度合いやガソリン代は他の隊員とは明らかに差があるのではないのでしょうか。

狩猟用銃や弾丸も自己負担。捕獲したシカに対して北海道からの奨励金ももらえない。早朝や夕刻の時間外勤務も特別な手当はない。ハンターという特殊性を考慮した対応を町として考えるべきではないのでしょうか。

今後は狩猟が本格的になる冬場の雪道に対応した車両、捕獲シカの運搬に必要なウインチ付きのトラックを公用車として用意すべきではないでしょうか。まずは協力隊の意向調査をしていただきたい。

⑤減量化施設の臭気対策は考えていますか。

2点目であります。農地の担い手対策。

これまでの定例会でも議員から指摘されている農業者の高齢化に伴う今後の農地の維持、保全対策ですが、昨今では担い手不足による遊休農地の出現が急速に現実のものとなってきているように感じています。

農地中間管理機構ホームページによりますと、北海道では令和元年6月公表で応募件数は37市町村で79件と、その利用が低調だと思われませんが、浦臼町農業委員会において、農地中間管理機構を通じての農地集積についての考え方を伺います。

また、農業委員会の主な業務に、関係行政機関または関係地方公共団体に対し、農地等利用最適推進施策の改善について必要なときは具体的な意見を述べるものとするがありますが、現状の認識と今後の対策についての意見を伺います。

○議 長

折坂議員の質問に対して答弁をお願いします。

横井課長。

○産業振興課長（横井正樹君）

折坂議員のご質問にお答えします。

持続可能なジビエ事業の展開を望むについてですが、一つ目の減量化施設の手数料につきましては、事業者負担していただくこととしております。

また、移動処理車の経費を各自治体に負担いただくことにつきましては、移動処理車の運用につきましては加工施設を運営する事業者によって行うこととしておりますので、各自治体に負担を求める考えはございません。

二つ目の減量化施設の人員につきましては、従来説明しておりますとおり最終処分場の職員の方々に調整しているところでございます。

三つ目のハンターとしての地域おこし協力隊員の募集についてですが、有害鳥獣駆除という業務の内容から2名体制での業務実施がより効率的であると考えますので、今後も募集を行ってまいります。

四つ目の地域おこし協力隊の経費についてですが、ハンターとして地域おこし協力隊員に採用するに当たって、業務内容や手当等について説明し、そ

の内容を理解した上で着任いただいているので、自家用車の使用、駆除に係る弾丸等の費用負担についても理解をいただいているものと思っております。

また、勤務時間等につきましても、ハンターとしての活動に考慮したものであり、今後も協力隊員の意見を聞きながら有害鳥獣駆除の促進を図っていきたいと考えております。

五つ目の臭気対策についてですが、減量化に係るにおいにつきましては、減量化施設内だけであり、施設外部にまでにおうとは考えておりません。

以上でございます。

○議 長

続いて、2点目も。

日下農業委員会会長。

○農業委員会会長（日下文雄君）

折坂議員のご質問についてお答えをいたします。

農地中間管理機構について。

国で設立した農地中間管理事業等は、離農、経営規模縮小、経営団地再編に対し、農用地に農地中間管理権を設定し、規模拡大担い手、新規参入者へ貸し付けを行うものであります。

必要な地域における調整については、町、農業委員会、JA等へ協力を要請するとともに、相互の情報交換・協議を行い、効果的な農地の利用が図れるように連携強化が求められております。

当町の実績は、貸付希望者はゼロ件、借受希望者は毎年2から3戸の担い手で3から5ヘクタールの受入希望がありますが、貸付希望者がないことに対しては、機構の借受期間が原則10年以上で、その間は所有地を売買できないこともあり、農地を整理できないデメリットとなっております。

今後も農地中間管理機構の現行制度の見直しはなされない限り、この状況が続くものと思いますが、離農者や経営規模縮小を考えられている農業者への相談は、関係機関と連携し、制度の提案はさせていただきます。

関係機関等への意見について。

農業委員会は、地域農業者を代表する機関として、関係機関等に対し、農業施策等に関する建議を行うことができます。

農業政策の農地集積支援、中間管理事業、農村整備事業、就農対策、鳥獣被害対策等の意見を空知管内の農業委員会連合会として国等に要請を継続して行っております。

以上でございます。

○議 長

1点目の再質問ございますか。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

10月始動となるジビエ事業の意義について、今回は聞きたいと考えてお

ります。

地元町内会は最後までこの施設の建設に反対をしましたが、議会の議決によりジビエ事業が始まることとなった、こういう経緯があります。

地域住民はシカによる農業被害がなくなることを期待して事業の経過を静観している、そんな状態であると思います。

ジビエ事業を始める調査の段階では、目的として中空知という広域で連携して、有害鳥獣駆除とエゾシカの利活用を進めていこうという計画を描いていたと思います。

ふたをあけてみますと、シカ肉という食肉加工の原料を広域から調達するために町が奔走しているように、私には思えて、心配でなりません。

有害鳥獣の駆除、これが第1の目的だとあんなに言い続けてきたからであります。

住民に説明した内容と現在の状況が変わってきているのではないかという疑義を申し上げたいと思います。

まず、減量化施設の処理手数料は搬入時に企業が負担することになりました。これは9月11日の全員協議会で説明されたことでありますけれども、搬入時に企業側が負担するということにはなったんですけれども、規則によりおおむね5年免除されると説明を受けております。

最初の説明では、このジビエの処理手数料が100万円ぐらいかかるのではないかと聞いていたんですけれども、この間の9月11日の説明で試算をされておりましたが、その試算によると30万円程度という数字が出ました。

このうち道の補助が7万5,000円ほど出るので、実質23万7,000円が企業の負担となるんだよと説明を受けていましたが、経営が厳しいので最初の年はそういうことで5年間の免除という提案がなされたんですけれども、規則の案が出されたんですけれども、年額24万円ですよ。月に直すと2万円程度の処理料が払えないくらいの会社ってどうなんだろうと、5年目以降の持続可能な事業なのかどうか、私は不安になったということであります。

それから、シカの処理に間接的に減量化施設を利用することになると思うんですけれども、自治体はですね、間接的に。

その負担はないということになりましたけれども、私たちのイメージとして減量化施設に広域で集まってくるいわゆるシカ、これの廃棄物を処理する費用はきっと受益自治体で応分負担されるのだろうなというイメージがありました。

これは誤解になってしまったんですけれども、その点やはり町民の説明が不十分だったのではないかと考えます。

それから、地元住民に、これは2番の質問になりますけれども、2番の減量化施設に配置する人員は確保できているかと、私、お聞きしたのですが、最終処分場の職員の方々に調整しているというお答えだったんです。調整しているということはまだ決定していないということだと思っておりますけれども

も、それでほかに募集していないのかというところをお聞きしたいと思いません。まだ決定していないということでもありますよね。

その点に関しても地元住民には減量化施設等、最終処分場という町の施設が近くにあるから、だからここを選んだのだという説明だったんですよね。その理由も崩れたんです。

事業が始まる前からこうまで変わってしまっただけでは、町民の信頼を失いかねないのではないかと私は考えています。

そうすると、今後の町政運営においても町民の信頼を得られるのか、そのことを私は危惧するものであります。

ぜひ、農業被害を認識していただく、これはいつも言っているんですけど、相当な被害があります。今稲刈りを前にしても、シカが田んぼに寝るといところで稲をつぶされて、そういう被害も現在もあるんですよね。

ぜひ、どのような被害があるのかということをごきちんと調査して、認識をした上で有害鳥獣駆除、これを優先していただきたいと、このことをお約束していただきたいという質問であります。

住民の理解は、そうではないと得られないということを私は確信しております。

それから、地元町内会と協定書を結ぶべきではないかと私は訴え続けてきたんですけども、それはかなわなかったようですが、現在このような状況であるということをごきちんと地元町民につまびらかにして、理解を求めるべきではないかという、そういう考えであります。

例えば、地元の町民を視察させるとか、こういう感じでやっていくよというところを見せるとか、きちんと理解を求めるというところを誠意を持ってやっていただきたいと考えます。

それから、3番目の有害鳥獣の駆除のために地域おこし協力隊をもっと採用しないのかという質問であります。2名体制でいきたいということで今後は募集するということですが、ちょっとホームページを見ても、私はそれが見当たらなかったのですが、現在も募集を行っておりますかというところ。ハンターとして地域おこし協力隊を現在も募集を行っているのでしょうかということですね。

それから、4番目の質問になりますが、現在の地域おこし協力隊のことで。立場としてはいわゆる非正規の公務員、嘱託職員という立場であることを了解するものでありまして、業務時間内でのシカの駆除が業務ですと。そこで報償金は発生しないということは十分に理解はできました。

今回は雇い主となる町と協力隊との間で話し合いが行われた、このことは有意義であると思っています。これはほかの協力隊員とも同様ではないかと思いますが、話し合うことで信頼関係を構築して、有害鳥獣を駆除して、農家さんのために役立つことをしたいという気概を持って浦臼町に来てくれた、その気持ちをそぐことのない方法を話し合いの後に考えるという、そういうことをしてあげてはどうかという私の考えです。

また、町との関係もありますけれども、町民とのかかわり合いも大切にしなければならないとは考えております。

人間関係、町民とのですね、良好に築くことが隊員終了後も浦臼町に残っていただくということになるかと思っておりますので、私たちは温かく見守っていきたいと考えております。

ぜひ、浦臼町が移住者に優しい町になってほしい、そういう考えであります。このことに関しての答弁は要りません。

最後に、臭気対策のところなんですけれども、においはないよと、施設内だけなので外部までにおうとは考えていないということですが、その施設内に換気扇はないんでしょうかね。空気の入れかえはしなくてよろしいんでしょうか。

風向きや気温とかによって、やはり施設外部までにおうことがあるのではないかと私は考えているんですけれども、少しでもそういう可能性があるというならば、におわないですよと断言しないで、もしかしたらこういうこともあるかもしれませんという、そういう話を周辺住民に理解を求める、そういう説明が要るのではないかなと私は考えますが。

以上、1番から5番までちょっと質問したつもりですが、順番に答えていただけますでしょうか。

○議 長

答弁お願いいたします。

横井課長。

○産業振興課長（横井正樹君）

まず、1番のところにつきましては、基本的にこの事業につきましては有害鳥獣の駆除が第一というのは、この事業を立ち上げたときから一貫してそのようにお伝えしていると思っております。

その有害鳥獣駆除が第一でありまして、その中でジビエ利用をしながらその有害駆除した個体を有効に活用していくという流れの事業になっておりますので、有害鳥獣駆除というのが第一だということは変わりございません。

それから、減量化に係るところで近隣の市、町に間接的にということをお話しいただいておりますけれども、このことにつきましても当初から近隣の市、町に減量化施設の運用につきまして負担いただくという考えは持ってございませんでした。

それと内容につきましては今まで説明してきておりますとおり各市、町におきまして、猟友会との関係といたしますか、流れにつきましては各市、町で対応が異なっておりますので、そのところを統一するのは現段階では難しいのかなと思っております。

今後、会議があるたびにこのような事業の内容を説明させていただいて、各市、町のご理解をいただけるように説明してまいりたいと思っております。

2番目の減量化施設の職員につきましては、現在調整中ということでござ

いまして、ほかにはまだ募集は行っておりません。

現在、最終処分場の職員の方に仕事の内容等をご理解いただいて、お願いできませんかということで調整中でございます。

3番目のところにつきましては、現在のところ募集は行っておりません。次年度に向けて募集を行っていきたいと考えております。

減量化施設、最後5番目の臭気対策につきましては、施設には換気扇はついておりませんが、天井に空気、湿気とかが抜けていくように煙突ではないんですけど、自然に回るファンみたいのがついていて、湿気等を外に出す構造になっております。

においのことにつきましては、それも説明してきていますとおり、施設内だけのにおいではないかと考えておりますので、近隣の鶴沼の方に説明したときには、においはないものと考えておりますけれども、においがあるかもしれないという説明は今後させていただきたいなと思っております。

以上です。

○議 長

再々質問ございますか。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

今、課長の方から有害鳥獣駆除が第一の目的であるということをおっしゃっていただきましたので、これはそれを信じるしかないのかなということで、今はそのように感じておりますが、そういう町の取り組む姿勢というものは先ほどにおいのことでもおっしゃったんですけど、周辺住民に説明していきたいということでしたので、ぜひそういう場を持っていただいて、理解を求めるといふ、そういう姿勢をぜひ私は見せていただきたいなというところで、説明会をやっていただけるかどうか、今度は町長に再々質問ではお聞きをしたいと思っております。

それから、減量化施設の人員ですけれども、まだ調整しているところで、今ちょっと、きょう何日ですか、9月17日ですよ、もう10月から稼働が始まると思うんですけども、ちょっと心配なところでありますし、苦しい答弁かなと感じております。

それで、ほかにも募集していないということなので、ここがだめだったらどうするのかということですよ。

この間の全員協議会の中では産業振興課でやるしかないのかなというところまでのお話もお聞きしましたがけれども、職員が業務を代行することになりますと、持ち場の仕事を抜けてということにもなると思うんですけども、その電話があるたびに、そういうイメージを持っておりますけれども、業務に支障が出るのではないのでしょうか。

もう少しこの従業員については考えなければいけないと思っておりますし、視察してみたらにおいがひどかったということで、だれもが嫌がる仕事だったんだろうなという、そこで初めて気づいたと感じたんですけども、本当は

計画段階において、最終処分場の職員がやるんだよという話ができていなかったこと自体おかしいと思います。

産業振興課が独断でそのように決めていたのかなと感じられてなりません。

開始直前になっても従事者が見つからないというのは、私は異常事態ではないかと考えております。

雇用する人のことも考えて、衛生管理、ここは大丈夫かなということもお聞きしたいんですけども、水道を立ち上げていないのではなかったですかね。衣類とかにはおいがしみつくという話も伺いましたし、機械を洗浄することも必要ではないかと思えますね、そのにおいを少しでも和らげるためにはきれいに洗浄しながら使うということも。

なので、衛生管理の徹底、これは大丈夫かなというところをお聞きしたいんですけどもいかがですか。雇用の問題については町長の考えもお聞きしたいと思いますが。

○議 長

答弁をお願いします。

横井課長。

○産業振興課長（横井正樹君）

施設の衛生管理の点につきましては、減量化施設の中、水が出るようになってございますので、基本的には手を洗ったり、そういうことには使えるのかなと思っております。

それと機械を水で流すことも可能になっておりますので、それと衛生管理の中身につきましては、近隣の実際今減量化施設動いているところを参考にしながら、必要なもの、マスク等をそろえて衛生管理をしていきたいと思っておりますので、しっかりやっていきたいと思っております。

以上です。

○議 長

斉藤町長。

○町長（斉藤純雄君）

地域の方への詳細な情報提供ということは当然でありますので、10月1日稼働でありますから、稼働してから町民の見学ツアーというのですか、見学機会を設けたいという考えは持っております。

それから、担当職員の件ですけども、深川市に見に行ったときに非常に臭かったと、それで最終処分場の2人が今のところOKという答えが出ていないということのようでありますし、その点については私どもも当初からそこまでにおわないということでは思っていましたので、ただ深川市の方は聞くところによるとアライグマもいろんなものを入れているということもあって、うちの職員が事前に行ったときにはシカだけのところは、ほぼほぼにおわないということを知っておりましたので、そこら辺の話をもう一度しながら、10月1日の稼働に向けて支障のないようにしていきたいと思っております。

以上です。

○議 長

2点目に入ります前に暫時休憩をさせていただきたいと思います。
再開時間を11時5分にしたいと思います。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時04分

○議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。
農地担い手対策に対する再質問はございますか。
折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

先ほどのジビエ事業についてですけれども、いろんな噂が飛び交っているような状態であります。ぜひ先ほど町長がおっしゃった町民を視察させるという、それもいい方法だと思います。

ぜひいろんな質問に答えていただいて、すべてをつまびらかにするという事に徹していただきたい、有害鳥獣駆除を第一に努めていただきたいということを申し上げたいと思います。

それでは、農地の担い手対策についての再質問ですけれども、現在の浦臼町は遊休農地がゼロであります。

これは地域の事情に詳しい農業委員さんたちのご努力によって、血縁とか地縁とかの方々を中心に引き受け手を探して、そういう努力の結果であるのかなと推察するわけではありますが、それも限界が近づいてきているのではないかなと私は感じましたので、今こそ関係行政機関に農地等を利用、最適推進施策の必要性、これをぜひ農業委員会の方で訴えていただきたい、そういうときではないかと考えてこの質問をしています。

米の場合は農地の取得のハードルが高いので、新規就農者の参入が難しいとも言われておりますので、中間管理機構の制度が使いにくいという先ほどの答弁でありましたけれども、そうであればそれ以外の方法とか必要とされる町独自の施策とか、そういうものを考えていかなければならないのではないかと私は考えておりますし、町は農業者との話し合いの場、こういうものを持つことが必要ではないかと私は考えております。

あと中山間直接支払いという制度がありますけれども、これも制度改善を余儀なくされている状況であるという話をさせていただきたいのですが、中山間地域等直接支払制度は農地を維持するための活動を集落協定で定めて、5年以上継続して取り組む農家や集落に面積に応じて交付金を支払う制度で、もう4期目の最終年度なんですけれども、これも高齢化が進んだために協定で示された活動を5年間続けることができないという農家がふえているということで第4期に移行するときに約3万ヘクタールも減ったという実態

があります。

これはこの5年間続けられないと交付金を返還しなければいけないということであるので、それを回避するための事例が多くなったんだということですが、それを受けて農水省は期中での要件を緩和するという経過がありました。

このように、本当に農地の担い手がないということは全国的な問題であり、農家だけの問題ではないのではないかなと考えております。

農家も維持しなければいけないので、農地の担い手を明確にするという人・農地プランですか、これのつくりも徹底していかなければいけないし、この集落そのものを維持する対策というのがもっと必要ではないかなと考えております。

農業だけで解決するのは困難だという意見もありますので、社会インフラを含めた地域政策の充実、こういうものを求めていかなければならないと思いい、広く町民との議論をしていくべきではないかという、そういう考えで私はいるんですけども、農業委員会として今こういう困った現状があるんだよというお話とか、町にこういう要請をしていきたいとか、そういうお話、お考えがありましたらお聞かせ願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議 長

答弁お願いいたします。

大平局長。

○農業委員会事務局長（大平英祐君）

折坂議員の質問にお答えいたします。

土地の流動化とかまた農産物等の生産性等、全体を含めまして施策といたしましては国の方も直接支払制度、また経営所得安定対策等が行われております。

これらの各種農業施策を含めて、人・農地プランがございます。それを核に農地の利用集積、または集約化について一体的に推進していくこととなりますので、そのあたりについていろんな協議をしていきたいと考えております。

以上です。

○議 長

再々質問ございますか。

○5番（折坂美鈴君）

ありません。

○議 長

次に、発言順位3番、静川広巳議員。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

それでは、令和元年第3回の定例会におきます質問を町長に1点、教育長に1点させていただきます。

まず、町長に1点でございます。防災対策についてであります。

昨年9月6日、午前3時ごろ北海道内では初めてと言われる震度7という強い地震を観測した胆振東部地震は厚真町を中心にとうとい人命まで失う甚大な被害をもたらしました。

また、この地震の影響は電力の停止が全道域に広がり、ブラックアウト現象が起こっております。

このことにより、全道各地の産業の物流に大打撃を与え、食料、水、電気といった今まで経験したことのない不便や不安が長く続いた時間であったのではないだろうかと思っております。

災害はいつ起こるか予測がつかないもの、だからこそ平時のときにどう万全を尽くして準備しておくか、命をどう守ったらよいか、日ごろの行動を通して冷静に行動できることが重要な課題となっていると思います。

以上のことから、町の備蓄のローリングストック法についてはどのような状況になっているのか、また一般家庭に緊急時に備えての防災・減災の意識の啓発はどのような状況なのか、さらに最低限の一般家庭における防災グッズの必要性について、また昨年経験したことによる防災対策の改善点はどのようなのか、お考えをお伺いしたいと思います。

次に、教育長に1点でございます。

「全国学力テストがまちづくり？」というクエスチョンマークでございますが、質問させていただきます。

先ほど、教育長から業務の関係で浦臼町小中学校の学力テストの結果が出ておりますが、質問させていただきます

全国学力テストの目的は、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。

さらに、取り組みを通じて教育に関する継続的な検証、改善サイクルを確立するとあります。

学力テストはさまざまな考え方など物議があることも現実ではありますが、観点を考えてみてはどうでしょうか。

秋田県東成瀬村を御存じだと思いますが、スーパーも塾もなくコンビニが1軒あるだけ、ましてや日本屈指の豪雪地帯、人口は2,500人程度の山間の村であります。

そこが小学校、中学校ともに学力テスト全国日本一、学力テストは常に上位にいる村です。

そこで行われている学習法、教育法が国内、海外からも注目を浴び、年間400人から600人もの視察や取材が来ているといます。

そのことが、子供たちの意識、大人たちの意識、村の意識の向上につながり、違う意味でのまちづくりになっていると見えますが、教育長としてこのことはどう推測するかをお考えを伺いたいと思います。

以上であります。

○議 長

静川議員の質問に対して答弁お願いいたします。

石原課長。

○総務課長（石原正伸君）

静川議員のご質問にお答えいたします。

町の災害備蓄の状況につきましては、浦臼町地域防災計画において備蓄の基本方針を定め、詳細は平成25年度に策定しました浦臼町災害備蓄品整備計画に基づき、救援物資が届くまでの3日間、想定避難者約200名の食糧、生活必需品等を毎年計画的に購入し、備えております。

ローリングストック法についての状況ですが、消費期限を迎える備蓄品はこれまで防災訓練等で活用してはりましたが、今後につきましては老人クラブや各町内会の会合で活用していただき、使用方法になれていただくことを検討してございます。

一般家庭における防災グッズの必要性につきましては、開町120周年記念事業の一環といたしまして、全戸に非常時に持ち出しできる災害備蓄品セットを配付し、日常的な防災への心構えと意識の高揚を図ってまいります。

防災対策の改善点につきましては、昨年震災対応に従事した職員を対象に実施しましたアンケートでは、冬季の対応や避難所運営に当たる人員配置、非常時優先業務の検討など多くの課題が上げられ、それらの解決に向けて、本年度、非常時における業務継続計画を策定するとともに、災害発生時の職員初動マニュアルの見直しを行い、迅速かつ的確な対応ができるよう準備してまいります。

また、大規模な災害においては、行政が取り組む公助だけでは十分な対応ができませんので、地域の自主防災組織の力をかり、共助の取り組みを強化し、地域住民による避難所運営など対応ができるよう協議をしてまいります。

以上でございます。

○議 長

浅岡教育長。

○教育長（浅岡哲男君）

6番、静川議員の「全国学力テストがまちづくり？」というご質問にお答えいたします。

毎年、文部科学省が実施している全国学力・学習状況調査の目的につきましては、議員の言われるとおりではありますが、本来この調査は順位を競うものではなく現状の学力を見きわめるものであり、テストの結果から課題を見つけ、苦手分野を把握し子供たち一人一人に応じたきめ細やかな指導を行うことができるよう授業改善に取り組み、基礎的、基本的な知識や技能の定着を図るものと考えております。

この調査は、児童生徒一人一人が輝き、厳しい社会で生き抜く力の育成につながる調査であると思っております。

議員の示された秋田県東成瀬村が全国学力・学習状況調査において全国一ということは存じておりませんでした。

この調査で常に上位にある秋田県、石川県、福井県においては、子供たちの生きる力の育成のため、教育関係者や地域住民の方々が学校運営のあり方や授業改善に向けた取り組み、さらには家庭教育における取り組みなどの努力の成果が結果として教育先進地として国内外からの視察者が多く訪れるなど、経済的効果はあったものと思いますが、直接まちづくりを意識したものとは思っておりません。

しかしながら、本町の教育行政におきましても、全国学力・学習状況調査の結果を真摯に受けとめ、見習うべきところはしっかり見習い、できることを一つ一つしっかりと実施することで、子供たちの社会に向かっていく力の育成を図っているものと思っております。

本町の教育においては、確かな学力とふるさと愛をはぐくむことを基本に、人づくりはまちづくりと考えており、今年度の教育行政執行方針にも掲げたとおり、浦臼町の将来に確かな力となる心優しい人づくりに努めております。

それらが、町を生かす、町を残す人材が育ち、結果としてまちづくりにつながるものと考えております。

以上でございます。

○議 長

再質問ございますか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

まず、防災対策の質問をさせていただきますが、まず一つは答弁書を見て、答弁をいただくことでちょっと気になったのですが、開町120周年記念事業の一環として、災害備蓄品セットを配付したいと書いてあるんですが、日常的に防災の心構えを図るためも含めてということなんですが、これはどんなものか説明できれば教えていただきたいなと思います。

今、テレビやいろんな新聞の中にも折り込みでもあるのですが、結構防災グッズって1万円から3万円までの間ぐらいに備える、そういうものが市販で出ておりますが、町として例えば各家庭に、例えばこういったものが必要だよという、そういったものの一つの啓発的なものを含めて、今回の災害備蓄品セットというのはどういうものだと、もしわかればご説明いただきたいなと思います。

それと、もう一点は地域の自主防災組織なんですが、各地域の自主防災組織はどのような状況になっているのか、ちょっとなかなか私も見えづらいというか、把握しづらいのですが、現在その自主防災組織はどのような形になっているのか、もしわかればお聞きをいたしたいと思います。

○議 長

答弁お願いいたします。

石原課長。

○総務課長（石原正伸君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

備蓄品のセットにつきましては、いろいろなものが入っている、種類がたくさんあるんですけれども、停電のことを考えますと、懐中電灯でバッテリーを備えているようなものですか、非常時のお水ですか、非常用の食料もある程度入っているもの、あと外に出たときに必要な避難所で使うようなアルミマットですか、そういった非常時に使えるようなものを一つにまとめたセットを考えております。

当初予算のときにワンセット幾らぐらいということで予算を組んでおりますので、その範囲の中で再度何が必要かというのを吟味しながら、皆さんが非常時に使えるようなものを備えていただきたいと考えてございます。

次に、自主防災組織というものの取り組みと申しますか、実態についてのご質問ですけれども、自主防災組織の頭になっているのが連合町内会という組織になってございます。

そして、連合町内会の構成員の中に各それぞれの町内会長が構成員として入っているという状況になってございます。

具体的には、災害が起きる、もしくは起きる可能性があり、避難をしなければならない要援護者等の早期避難につきまして、自主防災組織の各町内の委員に名簿等を配付しておりますので、その状況を伝えて、安否確認、あわせてどこの避難所に誘導していただくかと、そういった連絡調整をしながら、早期避難を促すという取り組みをしてございます。

答弁でお話ししましたような避難所の運営等については、今まで実施したことがございませんが、大規模な災害等が起きた場合には、当然地域地域でそれぞれ共助という考え方で行政ができない部分の穴埋めをしていただきながら、早期に避難できるような体制を整えていかなければならないという意味でお力添えをいただきたいと考えてございます。

今後、そのあたりも協議をさせていただきながら、体制を整えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議 長

再々質問ございますか。

○6番（静川広巳君）

ありません。

○議 長

2点目の再質問ございますか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

この学力テストが、私もそうなんですが、順位を競うものであってはならないとも思っていますし、このことをすることによってまちづくりと私は思っておりません。

要は、こういうのというのは何でもないと私は思っています。ふだん行っていることがたまたまこうなったのだろうと私は思っています。このことが実はまちづくりに一番大事なのかなと思っています。

町々がふだんいろんなことを行って、まちづくりを意識したというのではなくて、いろんな努力をしていることがたまたまつながってくるのだろうなという感じで今回これをちょっと提案させていただいております。

ぜひ、私は子供たちに学力を上げろと言うのではなくて、大人もこういった部分でまちづくりにとはもっと違うまちづくりもあるよという一つの部分として、私はどうかと思っています。

ぜひ、教育長、ぜひ1度こういうところを視察しに行ってはどうかと思っております。

ここは、そして日本一美しい景観の村づくり協議会、全国にあるそうですが、これに加入して、そういったことも含めながら町をPRしたり、自然に行ったり、自分たちができることを自分たちの何気ないところでやっているということがありますので、ぜひこういうところも別な意味で視察してはどうかと思っておりますが、いかがでしょうか。

以上です。

○議 長

浅岡教育長。

○教育長（浅岡哲男君）

私の任期も今回で満了となるので、余り余計なことは言えないですけども、やっぱり新たな教育の推進につきましては、やっぱり先進地視察は重要なことと考えております。

また、美しいまちづくり、村づくりにつきましては、交流している本山町も加入しておりますので、そういった意味では行政の方で主体となって進めていくものと思っております。

以上でございます。

○議 長

再々質問ございますか。

○6番（静川広巳君）

ありません。

○議 長

次に、発言順位4番、牧島良和議員。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

第3回定例会に当たり、一般質問を町長に2点いたします。

1点目は、浦臼町若手農業者チャレンジ応援事業補助交付要綱の改善を求めるとしております。

本要綱については、平成30年5月29日公布で2年目を迎えています。

来年度の実行については、この11月が申請期限となっているものであり

ます。

以前に各議員からもたしか2回ほどの質問があり、検討をされている中身でもあります。

私も今期に入り、若手の農業者からこの制度を使いたいとの声を聞いたところでもあります。

ぜひ、この制度要綱の改善を求めるものであります。

具体的には、2条の(2)の緩和であります。3条(6)では今までどのようなものがあったのか、加えて求めんとする機械が中古のときには2分の1の補助など検討をしていただきたいと、こういうことであります。

ぜひ前向きなご答弁をいただきたいと思っております。

次に、2点目についてであります。ジビエ d e そらちについてであります。

私が質問を起こした9月9日時点では、これまでの協議会やあるいは臨時会の前段、後段での議論もしながら、その処分にかかわる問題では今後の協議を待つということになっていました。

この後、9月12、13ですか、全員協議会の折に、その内容が説明をされているわけではありますが、質問を起こした時点での費用分担等については説明をいただいていたことからは、今回の質問の内容になります。

以前から議論にある最終処分にかかわって減量化施設について、その費用分担についてどのように協議をされたのかお答えをいただきたいと思っております。

以上、2点であります。

○議 長

牧島議員の質問に対するご答弁をお願いいたします。

横井課長。

○産業振興課長（横井正樹君）

牧島議員の1点目、浦臼町若手農業者チャレンジ応援事業補助金交付要綱の改善を求めるといふご質問にお答えいたします。

一つ目の対象農業者の緩和についてですが、要綱の第2条で交付対象者を規定しており、その第2号で本条において認定農業者であるか青年等就農計画の認定を受けている者としております。

第3条で補助の要件を規定しておりますが、新規作物の導入や高額な機械の導入に対する補助となっており、第3条第2項で5年間事業を継続することとしており、おおむね5年間の営農・資金計画が必要であると考え、第2条第2号の規定をしているものでありますので、緩和できないものと考えております。

しかしながら、本事業を多くの方に利用していただくため、第1号の年齢制限等につきましては緩和について検討しております。

2点目の町長が認める取り組みの例ですが、要綱第3条で補助の要件を規定しており、その第6号で、その他町長が必要と認める取り組みと規定しております。

第1号から第5号までの規定に当てはまらない取り組みを広く補助の対象とするための規定であり、平成30年度では2件採択しております。

ハウスの増築と高畝ロータリーマルチの購入となっております。本年度につきましてはございません。

三つ目の中古についても2分の1の補助をでございますが、本要綱では中古機械の購入についても補助対象としておりますが、単純更新は認めておらず、更新時において機能の向上や省力化などの付加機能の追加が認められるときには事業採択するものでございます。

2点目のジビエdeそらちについてのご質問にお答えいたします。

減量化施設の費用負担についてですが、減量化に係る処理手数料を事業者負担していただくこととしており、手数料の額については減量化施設に搬入する残渣10キロ当たり130円とすることとしております。

以上でございます。

○議長

それでは、1点目についての再質問ございますか。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

まず、1点目ではありますが、チャレンジ応援事業補助金ということで、具体的にはこうした要領でその内容が示されているということでもあります。

問題は私も質問した中にあるとおり、経営体として、わかりやすく言えば認定農業者に明記するところの経営者がその申請をしたときに支援が受けられるというものであります。

問題は、経営体はお父さんがやっているけれども、若者、息子、あるいは後継の方々が、よし、この部分でひとつ省力化になるから支援してもらおうといったときに、そこにハードルがかかってくるということでもあります。

私はこの中で説明をいただいたとおりのこととして、この2年間進められているわけけれども、やはり年次を重ねて非常に農民を激励していることには間違いのない施策であります。

これが出されたときにも近隣市町村の事例を見ながら本町でのこうした取り組みだと思えますし、大変若者、新規の開拓、あるいは省力化にかかわって、力になっていると思っております。

今回、報告された決算書に至っては、30年度、そして今年度にもその事業の展開が示されておるところであります。

それで、この9月、10月、11月、秋作業終わって、あいなく11月末を本制度の申し込み期限としていると、来年度の予算を見据えた中でどう取り組むかということでもあります。

それで、いわゆる農業者とするときに、若い人が経営移譲はしていないけれども、新たにそこを指すといったときに、移譲していないことがハードルになるということなんですね。

それで、後段お答えいただいたように、年齢について緩和をしたいという

ことであるけれども、そこをどう考えているかというのは一つお聞きしたいところですので押さえておいてください。

それで、仮に今結婚されること自体も非常に年を経て結婚される方もいらっしゃると思いますから、農業経営体として早くに移譲するということにはなかなかないケースも多いのですね。

ですから、年齢を仮に緩和したときに、そこに入る部分がどのくらいあるかというのは、これは全く未知数だけれども、前向きの視点としては私も受けとめますが、そのこのところのハードルをどうするか、会社だとか法人だとかということになれば、今言われたようにまたその責任の分野が少し緩まってくるから、その制度運用には別な切り口が出てくると。

しかし、前回の議会でもほかの議員、折坂議員だったか柴田議員の町長とのやりとりをもって、日本の農業は家族農業、町長が家族農業という言葉、それから家族農業年としたことの理解の疑問符を呈していらっしゃいましたがけれども、その後、ああ、そうかと理解されていると思うんだけど、結局この10年間は家族農業年の年にしようということでの決めに国連でしているわけですね。

それで、なぜそうしたのかというと、日本の農業の、全国そうだけれども、やっぱり家族農業が主体なんですね。

形は変えていろんな法人化も今叫ばれているし、形づくられているけれども、経営体は確かにお父さんかもしれないけれども、高齢のお父さんがいらっしゃるって若者がその中心的事業体として運営しているという形なんですね。

ですから、そういう視点からいっても、経営体として見たときに当然経営者とする方の認定農業の受けるべくシステムの中で5年間の計画というのはそれぞれ多分その多くは立っていると思うので、ですからそこで同居しながら従事をしている人もその経営体として成り立っているわけですから、家族経営の中での一翼を担う若者は前向きな部分を家族として5年計画が立っている後押しがあってやれているんだと、そういう見方というのが大事でないかなと思うんですね。

それがやはり今回の条文でいう枠組みをそういう意味で広げていただくと、そうして今の緩和に向けた道筋にぜひ取り組んでいただきたい、これが二つ目。

それから、中古補助についてなされていますけれども、ちょっと私も聞いたのかもしれないけれども、とんでいたものですから、理解していないから2分の1補助ではどうですかというところを出したわけで、現況、現状で中古について対象としているということですから、中古のものがあつたのか、中古のときに私の言う2分の1なのか、そのこのところを三つ目にお聞きしたいと思います。

○議 長

それでは、答弁をお願いします。

齊藤町長。

○町長（齊藤純雄君）

まず、このチャレンジ支援事業については、町の基幹産業である農業をいろんな側面から支援をしていくというものでありますので、いろんな縛りをして、なるべく支援しないというものではない、逆の立場のものでありますから、議員のおっしゃっている意味も重々わかっているところでもあります。

ただ、単に町のお金、補助金という形で出すわけですから、すぐやめられても困るし、だれでも彼でもいいというだれでもかれでもいいというものでもない。

そして、国から来る補助金の中の規定も最低限この認定農業者とかという部分がありますので、町としてはその部分は大事にしていきたいと。

ただ、今回45歳を5歳ぐらい年齢の間口を広げて、より多くの方に使ってもらおうということは検討してそのようなことをやっていきたいと思っております。

中古については担当の方でお話をさせます。

以上です。

○議長

横井課長。

○産業振興課長（横井正樹君）

3点目の中古の機械につきましては、先ほど質問に答えたとおり、中古をそのまま中古の機械を買ってということではなくて、中古を買ったときに機能の増強が図られているよということであれば、採択の要件としておりますので、それは普通の補助と同じで上限50万円までで補助の対象として、2分の1ということではなくて上限50万円で補助の対象としております。

以上です。

○議長

再々質問ございますか。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

もう一つ、中古としたときに何かあったのかどうか。

○産業振興課長（横井正樹君）

中古の機械もあります。中古の田植え機を買ったときにそれにGPSを新たにくっつけたのでということで補助の対象にしているという事例はあります。

○議長

再々質問ございますか。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

国の縛りがそこにあると。お金の流れとして言われるように、確かにそういうところがあって、国のお金も出てくるということでもあります。

今仕組みの上でのお話ですね。それを超えて、しからば町村がそこにまたお金をとることになったときに、国のお金を引っ張ってこれないと、そういうところになってしまうのだらうと思うのですね。

ですから、そのところを国のお金も出てき、なおかつ私が言う家族農業年という大きなくりの中から前進的に取り組むというところにぜひ国への陳情といわないまでも要請の機会というのはその時々にあるわけですから、ぜひやっぱり町村の中での応援、現実できているわけですから、そのところを仕組みも形もペーパーもそろわけてすよ。

ですから、そこに町が農業者に対して応援をしていくということになってほしいと思うし、そういう要請を今後も機会のごとに積み上げていただきたいというのが再度求める質問。

それから、うちは農業者がそういうところで中心は農業だと、こうなるから、やっぱりそういう位置でのとらえ方というのが多いんだけど、町での商工業者もいらっしゃって、それでその年代、年齢に対して同様のやっぱり考え方もあるのだらうと思うのですね。

ですから、そういう視点でも、それは今の時点で工業関係への同じような国のお金があるのかどうかというのは、ちょっと私、今はわかりませんが、同じようなことが言えるだらうな思います。

ですから、国への要請の項目、ぜひ起こしていただきたいと思います。

今中古というところで改めて言ったのは、私も苗を育てるときに、ポットの中で震動ローラーといって、昔は起こした状態ですぐ苗箱を並べていた。これが腰を曲げたりして大変な鎮圧することでの重労働だったんですね。

それで、鎮圧ローラーというのが大体150万円から200万円ぐらいするんだけど、中古だと40万円、50万円ぐらいで出ているものですから、それを私も借りて作業をしている。すごく楽なんですね。

残念ながら、45歳ということでないから、そういう域にはならないけれども、やっぱり求める視点はいっぱいあると思うので、ぜひ今後の国への要請の中に入れていただきたいと思うところです。

○議 長

答弁をお願いします。

斉藤町長。

○町長（斉藤純雄君）

議員のおっしゃるとおりだと思いますので、今後いろいろなこちら側も勉強しながら、国に行ったときに要請できるように対応したいと思います。

以上です。

○議 長

次に、2点目の再質問ございますか。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

ジビエ全体が地方創生事業の中でこの時間、本町にあっては動いてきてお

ります。

当初、町が提起、提案した時点での進捗の中では工場建設も含めて私は反対をしてきたところでもあります。

一つ一つが議事を経ながら進められていく中で、その時々課題として担当の皆さん方に質問をし、改善策、あるいは注釈も入れて議論してきたところでもあります。

今回、先日の協議会を経た中でも2月、3月の道の駆除ではないことでの道の支援の問題だとか課題も残しているところには今後の対応を求めたところでもあります。

運営自体はこの後も議事として議案として出されていますから、その議論としながらも最終処分にかかわった時点で、町が運営するとした段階からもっと言えばあったのかもしれないけれども、受け入れた段階からアイマトンにかわる段階から処分はもう本町がやらなければいけないだろうというぐらひの話になっていたのかなと思ったりもします。

それで、この間の議論は先般の全員協議会もそうですけれども、それまでの中身はいわゆる残渣に対する処分手数料と指摘したように、全く運営費480万円から年間の経費がかかるわけだけでも、それをもうあがなえないようなことでの対応でありました。

それで、今の時点でも大変に問題だと思います。地方創生事業そもそもが国の温度でもって進められて一番おいしいところは、やらんとする事業者がいわゆるX線も含めて相当な安全性が確保できるということになりました。

それはそれとして今もう進んでいく内容ですからよしとしながらも、この地方創生と銘打って、一番お荷物、年間480万円だといっても、それを処理、処分する費用をどうやってあがなうのかと。

つくったものは当然よく皆さん方が言われる費用対効果としての見地で見なければならぬと私は思いますし、いつも口にされることは費用対効果、費用対効果と言われる。

それで、この処分場、建物、それから施設の運営を含めて施設でちょっと今までお答えいただいたことがないからわからないけれども、プレハブ二つと堆肥盤を含めてどれくらいになっているのでしょうかね。

300万円なのか400万円なのか、ちょっと私も想像の域ですけれども、質問を起こしていないからあれだけでも、いや、これぐらいだということがあれば出してもらえればと思うのですけれども、この一番わかりやすい話の費用対効果の考え方でいえば、初め残渣物、キロ70円としていたものを入り口で10キロ130円にしますというのが前回の話であります。

さて、減量化だけの費用でいて481万6,760円、これを年間800頭で処理、運用します。全部入るかどうかはわかりませんが、最大限見積もって、800頭で割り返すと6,020円になります。

6,020円になるんですよ。これね、大変な費用なんですよ。それを入

り口で残渣物10キロ130円ということで計算をしようとしているし、するんです。したんです。

それで、5年間支援しますということです。これどう考えてもいつも皆さん方が言っている費用対効果という言葉に合いますか。全く僕は合わないと思いますね。

それで、やっぱり入り口からのボタンのかけ違いなどという話でなくて、やっぱり処分場を町が運営するとしたこと自体から、もう誤りの根本なんですね。

これ、私の今質問する順番からいえば、これ最後にしとったんだけどね、やっぱりそこから話した方が、私、やりとりしていてわかりやすいと思ったから、今こういう言い方をしたけれども、私、今言った視点で物を言っているし、町民にも訴えます。これ、町長、どう理解されますか。まずその点をお聞きしましょう。

○議 長

答弁をお願いします。

斉藤町長。

○町長（斉藤純雄君）

これまでも全員協議会でいろいろ説明させていただきましたし、この最終処分場への費用負担についてはこのように最初の答弁ということで理解をいただきたいと思います。

ただ、もっとふえるのではないかという部分はその残渣がもともと大きなキログラムになれば、皆さんの示した金額よりははるかに大きなものにもなってくるという部分もありますので、町としては当初はこのような形で業者と費用を負担をしていただこうと思っている次第であります。

また、当初5年間はこの事業が軌道に乗るまでは町としてもさらなる支援ということで猶予するということがありますので、そこはご理解をいただきたいと。

先ほど、静川議員の教育委員のテストのお話がありましたけれども、本来テストをやる、子供たちの学力を上げるということが何年か後にはまちづくりまで行っているという、そういう事例もあるわけですから、この事業がそういった部分の視点も持ちながら、少し5年、10年、長い目で見ていただく、みんなで守っていく、みんなでこれを活用していく、そんな部分の視点も必要ではないかと思っています。

以上です。

○議 長

再々質問ございますか。

○7番（牧島良和君）

時間迫っていますが、終わらせたいと思います。

前回の会議のときに、確かに今町長が言われたように言われました。長期的展望でどう見ていくのかと。

僕は長期的展望で見ながらも、やっぱりこの10キロ130円、要綱で決めた130円というのは、これは法外なものですよ。

それから、私も思うんです。育てるために5年間、前段言ったチャレンジも含めていろんな施策、町の手当てというのがあるだろうと思うんですが、前回町長も温泉保養施設についての例を出されました。年間900万円。あれも初めから900万円あった話ではないですから、その年々のいろんな状態や経営の中身を参酌しながら、理事者ともども考えて、ここまでならのめる、ここまでなら支援できるという、そういうものだったと思うんです。

初めから施設整備、もしわかれば後で答えてもらえればと思うんですけれども、D型と堆肥盤何ぼかかったかというのがわかれば出してほしいと思うけれど。

年間運転するだけで480万円かかりますよと、1棟800頭入れても6,020円経費がかかるのですよと。

ですから、それをあがなう数字が入り口の時点で130円どころでない、ちょっと私も計算していないからわからないけれども、2,000円なのか5,000円なのかわからないけれども、これが本来の数字ですよと。ここを町は今回5年間だけ、5,000円とすれば2,500円応援するよと。

だけど、あと半分は持ってくれという話だってあるだろうし、それは町が直接受け入れる部分はまた別の計算になるんだけど、全部入り口の入るアイマトン社で考えたときには、やっぱり本来の数字がわからないところで砂川市のくるくるでキログラム単価で計算する。そうでないところにこのジビエの運用の難しさが初めからあったということだと思うんですよね。

ですから、基本的にはやっぱり総額これだけかかるんです。1頭処理して計算したときにキロこれだけかかるんだと。

やっぱりそういう計算がされて、これだけ5年間町は応援します。こういう仕組みでなければならぬのではないですか。それが皆さん方が言う費用対効果を町民に理解させるものではないんですか。

私はこれからの事業の中ではぜひそういう組み立てをしてもらわなければならないし、そうであってほしいと思うんですね。

ですから、三つ聞きますね。もし建設費用の部分でわかれば、それから当初からのあるべき姿の負担を提示しつつ、何年という、そういう考え方で事を進める、これには十分に留意してほしいと、私、二つの点についてお聞きします。

○議 長

答弁をお願いします。

斉藤町長。

○町長（斉藤純雄君）

費用については、既に指定管理者になられるであろうアイマトンとの協議が進んでおりますので、皆さんに示したとおり130円でいきたいと思っている次第であります。

ハウスの費用については担当の方でお願いします。

○議 長

担当の方はどうですか。わかりますか。

○産業振興課長（横井正樹君）

資料がちょっとないので、お昼から資料を渡したいと。

○議 長

後ほど、よろしいですか。

ただいまから、昼食のため休憩といたします。

再開時間を午後 1 時 3 0 分から再開いたします。

休憩 午前 1 2 時 0 0 分

再開 午後 1 時 2 9 分

○議 長

会議を再開いたします。

午前中の一般質問の牧島議員の質問に対しまして、答弁の申し出がございましたので、それを許したいと思います。

横井課長。

○産業振興課長（横井正樹君）

牧島議員のD型ハウスの建設費用なんですけれども、減量化施設に係るD型ハウス1棟当たり約1,000万円弱ということになっております。それを2棟建てていますので2,000万円弱ということでございます。

これは基礎をつくった費用も含まさっての金額になっております。

堆肥盤は今回つくっていませんので、費用はかかっておりません。

以上です。

○議 長

発言順位5番、中川清美議員。

中川議員。

○8番（中川清美君）

令和元年第3回定例会におきまして、町長へ質問をさせていただきます。

時代も平成より令和と変わり、新たな気持ちの中、8月31日には浦臼町においても開町120年を迎え、新たな誓いのもと未来へ進むこととなりました。

さて、斉藤町長におかれましては、平成24年に初当選され、令和2年4月をもって2期目の任期満了となりますが、次期に向けての出馬の意思を聞かせていただきたいと思います。

○議 長

斉藤町長。

○町長（斉藤純雄君）

中川議員の質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり平成24年4月に前の町長であります岸町長の後ということで町長に就任をさせていただきました。

ことしで2期目の最後の年を迎えたところで、非常に早いと思っている次第であります。

この間、いろいろな方のご理解、ご協力をいただきながら、地域振興、さらには子育て支援、また住民福祉の向上等々さまざまな事業や施策に取り組んでまいったところでありますけれども、やはり一番私がやりたかった道の駅の整備事業については、最終的に議会の同意を得られず、残念な結果になってしまったわけでありまして、総体的に見ると、なかなか町民の皆さんの期待に十分こたえることができなかつたかなと、今思っているところであります。

町長になって初めて町長の仕事の非常にハードな部分を体感をさせていただいているところであります。

今のご質問にありましたように、来年からまた4年ということになると、気力、体力の維持もかなり厳しいと感じておりますので、今回一区切りをさせていただきたいと思っております。

今後、この任期を全力で遂行しながら、次のリーダーにしっかりと引き継いでいきたいと思っている次第であります。

以上でございます。

○議 長

再質問ございますか。

中川議員。

○8番（中川清美君）

ただいまの答弁を聞きまして、私もちょっと動揺をしているところでございます。

今のような考えに至ったのも十分な熟慮に熟慮を重ねた上の決断と私も重く受けとめていきたいと思っているところであります。

町長答弁にもありましたように、岸町長から24年に急遽強く要望され、考える時間を与えられないまま出馬をされまして、当初、当選後非常に中身の濃い町政をやっていただき、また子育て支援、そして生まれてから高校生までの医療費だとか非常に手厚い支援をしていただいているところでもありました。

また、商工業においても、農業後継者への前向きな助成、また商工においても新規出店者についても手厚いご支援をされていたところでありまして、また交通弱者においては乗り合いタクシーの実施など非常に大きな支援をされてきました。

さらには、本年度においては2棟目の民間アパートの誘致ということで非常に町政においては枚挙にいとまがないぐらいの施策を打ち出していただき、大変大きな効果を上げていただきました。

また、実質公債費比率については、30年にはマイナス2.5%となり、

財政再建にも大変ご尽力をされ、高く評価をするところであります。

また、任期満了まで初心と変わらず熱い情熱と高い理想を持って町政を全うしていただきたくご期待を申し上げるとともに、今回の質問、ちょっと時期尚早でありましたけれども、真摯に受け取っていただきまして、貴重なご意見をいただいたということで、心からお礼を申し上げまして、答弁は要りませんけれども、私のお願いにしたいと思っております。本当にありがとうございました。

○議 長

これをもって、一般質問を終わります。

◎日程第6 議案第33号

○議 長

日程第6、議案第33号 令和元年度浦臼町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

城宝主幹。

○総務課主幹（城宝睦己君）

議案第33号 令和元年度浦臼町一般会計補正予算（第4号）。

令和元年度浦臼町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,671万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億9,233万1,000円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表地方債の補正」による。

令和元年9月17日提出

北海道浦臼町長 斉藤純雄

初めに、第2表地方債の補正についてご説明いたします。6ページをお開きください。

1. 追加でございます。

起債の目的、町立診療所医療機器購入事業、限度額1,700万円でございます。町立診療所X線透視撮影システムの購入に係るものでございます。

起債の方法につきましては、証書借り入れ、利率につきましては6.5%以内といたします。ただし利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては当該利率見直し後の利率とするものであります。

償還の方法につきましては、政府資金についてはその融資条件によるもの

とし、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによるものとしたします。

ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借り換えすることができるものとしたします。

続きまして、歳入歳出予算の補正につきまして、まず歳出よりご説明を申し上げます。9ページをお開きください。

主なものについてご説明させていただきます。

2款総務費、1項2目財政管理費、補正額86万8,000円の追加でございます。13節委託料につきまして、令和2年度より開始される会計年度任用職員制度に対応するため財務会計システムの改修業務を委託するものでございます。25節基金積立金につきまして、今年度より新たに譲与されることとなりました森林環境譲与税を新設いたしました浦臼町森林環境譲与税基金に積み立てるものでございます。

3目徴税費、補正額88万6,000円の追加でございます。13節委託料につきまして、来年5月のJR札沼線廃線を控え、現在の鉄道用地を廃線後に鉄道用地以外の用地として使用される場合に対応するため、地籍データを年度内に精査しておく必要があることから、当該データの作成業務を委託するものでございます。

5目選挙費、補正額168万2,000円の追加でございます。選挙事務の正確を期すため、現行の期日前投票システムを選挙システムに統合するための業務を委託するものでございます。

3款民生費、1項5目障害者福祉費、補正額445万円の追加でございます。23節償還金利子及び割引料につきまして、障害児入所給付費、障害者医療費、障害者自立支援給付費の平成30年度実績がそれぞれ減少したことに伴い、平成30年度に受け入れ済みの補助金を歳出予算より返還するものでございます。

4款衛生費、3項1目診療所費、補正額2,530万円の追加でございます。18節備品購入費につきまして、町立診療所に設置しておりますX線透視撮影システム、いわゆるレントゲンの機器老朽化に伴い更新のため購入するものでございます。

5款農林水産業費、1項8目水利施設管理費、補正額85万円の追加でございます。13節委託料につきまして、水門ゲートの今後の修繕を基幹水利施設管理事業の補助対象として実施するため、来年度以降の修繕計画の作成を目的とした点検業務を委託するものでございます。

10目多面的機能支払交付金事業費、補正額45万8,000円の減額でございます。14節使用料及び賃借料につきましては、事務費予算の組みかえ、23節償還金利子及び割引料につきましては、交付対象農地の転用に伴い平成27年度から29年度分受け入れ済み補助金を歳出予算より返還するものでございます。

6款商工費、1項2目観光費、補正額66万4,000円の追加ござい

ます。11節需用費につきまして、道の駅駅舎の自動ドアの部品取りかえ等を行う修繕料となっております。

18節につきましては、温泉保養センター大広間に設置しております液晶テレビを更新するため購入するものでございます。

10款災害復旧費、1項1目現年発生小規模災害復旧費、補正額131万円の追加でございます。8月8日から9日にかけての大雨により被災したラウネナイ川の護岸応急復旧工事及びトレシップタウシナイ川の護岸背面復旧工事に係る予算を追加するものでございます。工事延長はラウネナイ川が14メートル、トレシップタウシナイ川が4.5メートルでございます。

11款公債費、1項1目元金につきましては、減債基金の繰り戻しに伴う財源更正となっております。

歳出合計3,671万3,000円の追加でございます。

以上が、歳出についての説明でございます。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。7ページをお開きください。

2款地方譲与税、3項1目森林環境譲与税、補正額42万8,000円の追加でございます。本町の私有林、私有人工林面積や人口等の譲与基準に基づき算出される譲与額を歳入として受け入れ、同額を基金に積み立てるものでございます。

9款地方交付税、1項1目地方交付税、補正額1億1,044万3,000円の追加でございます。普通交付税の交付額確定に伴い必要額を追加するものでございます。

13款国庫支出金、2項3目衛生費国庫補助金、補正額825万円の追加でございます。医療施設等設備整備費補助金でございます。補助率は補助基準額の2分の1でございます。

17款繰越金、1項1目繰越金、補正額1億8,880万7,000円の追加でございます。30年度決算による前年度繰越金でございます。

18款諸収入、3項2目雑入、補正額8,000円の追加でございます。多面的機能支払交付金の交付対象農地が転用されたことに伴う対象保全会からの返還金でございます。

19款町債、1項1目臨時財政対策債、補正額1,683万5,000円の減額でございます。普通交付税算定結果に基づき起債予定額を減額調整するものでございます。

3目衛生債、補正額1,700万円の追加でございます。町立診療所医療機器購入事業に係るものでございます。

20款繰入金、1項1目基本財産繰入金、補正額2億7,138万8,000円の減額でございます。財源調整といたしまして財政調整基金を1億7,138万8,000円、減災基金を1億円繰り戻すためそれぞれ減額するものでございます。

歳入合計、歳出と同額3,671万3,000円の追加でございます。

以上、議案第33号 令和元年度浦臼町一般会計補正予算（第4号）の内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議 長

これより、質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を受けます。質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第33号 令和元年度浦臼町一般会計補正予算（第4号）についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第33号 令和元年度浦臼町一般会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第34号

○議 長

日程第7、議案第34号 浦臼町役場の位置を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石原課長。

○総務課長（石原正伸君）

議案第34号 浦臼町役場の位置を定める条例の制定について。

浦臼町役場の位置を定める条例を次のように定める。

令和元年9月17日提出

浦臼町長 斉藤純雄

提案理由でございます。町役場の位置につきましては、明治32年5月27日、北海道庁告示第142号で定めてございますが、地方自治法第4条第1項の規定に基づき条例において役場の位置を定める必要があるため制定するものでございます。

次のページをお願いいたします。

浦臼町役場の位置を定める条例でございます。

地方自治法第4条第1項の規定に基づき、浦臼町役場の位置を次のとおり

定める。

北海道樺戸郡浦臼町字ウラウスナイ183番地の15でございます。

附則、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上が、議案第34号 浦臼町役場の位置を定める条例の制定についての内容でございます。よろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第34号 浦臼町役場の位置を定める条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第34号 浦臼町役場の位置を定める条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第35号

○議 長

日程第8、議案第35号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石原課長。

○総務課長（石原正伸君）

議案第35号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について。

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を次のように改正する。

令和元年9月17日提出

浦臼町長 齊藤純雄

提案理由でございます。

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定

に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、別冊の参考資料にて説明させていただきますので、参考資料の1ページをお開き願います。

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例でございます。主な部分について説明をさせていただきます。

まず、章立ての構成を廃止いたしまして、第14条において保証人を立てることができる規定を追加し、保証人を立てる場合は無利子、立てない場合の利率を1.5%に改めるものでございます。

次に、15条では償還方法に月賦償還を加え、償還免除及び支払い猶予の関連の条項を改めるものでございます。

それでは、議案7ページにお戻り願います。

附則、この条例は、公布の日から施行し、令和元年8月1日から適用する。

以上が、議案第35号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についての内容でございます。よろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第35号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第35号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

なお、暑い方は上着を脱いで構いませんので、よろしくお願い申し上げます。

◎日程第9 議案第36号

○議 長

日程第9、議案第36号 浦臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び浦臼町認定こども園設置条例の一

部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大平課長。

○くらし応援課長（大平雅仁君）

議案第36号 浦臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び浦臼町認定こども園設置条例の一部を改正する条例について。

浦臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び浦臼町認定こども園設置条例の一部を次のように改正する。

令和元年9月17日提出

浦臼町長 斉藤純雄

提案理由ですが、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が令和元年10月1日から施行されることに合わせ、この条例の一部を改正するものでございます。

また、条例の構成といたしまして、第1条において、浦臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例についての改正部分、第2条におきまして、浦臼町認定こども園設置条例の一部を改正する部分について、それぞれ載せさせていただいておりますのでございます。

内容につきましては、参考資料によりご説明いたしますので、参考資料の2ページをお開きください。

なお、今回の改正は法改正に伴い関連する条例において、文言等の整理、特に支給認定という文言を教育、保育、給付認定という文言に全般的に改正しておりますが、以下主な部分のみご説明をさせていただきます。

今回の改正は2ページから23ページまでの台帳において、先ほど申し上げましたとおり浦臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部の改正について記載されております。

まず、5ページをお開きください。ここから7ページまで記載されております第13条では、服飾費の規定について改正されております。今まで教育・保育給付認定を受けた子供、いわゆる2号認定の子供については、服飾費を保育料に含めていたものを今回の改正で保育料とは別に服飾費として徴収することを定めたものでございます。

続いて、24ページをお開きください。

ここでは、第2条として、浦臼町認定こども園設置条例の一部改正について記載されておりますが、第5条で文言の改正を行っているところでございます。

以上で、改正の内容について説明を終わります。

それでは、議案の17ページにお戻りください。

附則、この条例は、令和元年10月1日より施行する。

以上が、議案第36号 浦臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び浦臼町認定こども園設置条例の一部

を改正する条例についての説明でございます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第36号 浦臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び浦臼町認定こども園設置条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長

起立全員です。

したがって、議案第36号 浦臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び浦臼町認定こども園設置条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第37号

○議長

日程第10、議案第37号 浦臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大平課長。

○くらし応援課長（大平雅仁君）

議案第37号 浦臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

浦臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和元年9月17日提出

浦臼町長 齊藤純雄

提案理由でございますが、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が平成31年4月1日に施行されたことに伴い、今回改正するものでございます。

内容につきましては、参考資料によりご説明させていただきますので、資料25ページをお開きください。

なお、今回の改正につきましては、法改正に伴い家庭的保育事業者等が連携協力を行う施設等を確保しないことができる経過措置の延長や文言の整理等について改正しておりますが、以下主なものについて説明させていただきます。

まず、第6条におきまして、新たに二つの項を加え、連携施設の確保に当たり町長が認めるケースについてそれぞれ規定しているところでございます。

次に、26ページをお開きください。

ここでも第45条におきまして、同様のケースについての規定を加えております。

また、附則の第3条では、連携施設を確保しないことができる経過措置を5年から10年に延長する改正を行っているところでございます。

以上で、改正内容についての説明を終わらせていただきます。

それでは、議案の19ページにお戻りください。

附則、この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

以上が、議案第37号 浦臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての説明でございます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これもをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これもをもって、討論を終わります。

これより、議案第37号 浦臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第37号 浦臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第38号

○議 長

日程第 11、議案第 38 号 浦臼町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大平課長。

○くらし応援課長（大平雅仁君）

議案第 38 号 浦臼町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について。

浦臼町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を次のように改正する。

令和元年 9 月 17 日提出

浦臼町長 齊藤純雄

提案理由でございますが、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が令和元年 11 月 5 日より施行されることに伴い、今回改正するものでございます。

内容につきましては、参考資料によりご説明いたしますので、資料 27 ページをお開きください。

なお、今回の改正は法改正に伴い旧姓について住民票に記載可能とする規定の整備や文言等の整理を行うものでありますが、以下主なものについてご説明させていただきます。

第 10 条及び第 11 条をごらんください。それぞれ条文に旧氏という文言を加え、所要の規定の整備を行っているところでございます。

以上が、改正内容についての説明でございます。

それでは、議案の 21 ページにお戻りください。

附則、この条例は、令和元年 11 月 5 日から施行する。

以上が、議案第 38 号 浦臼町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についての説明でございます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第 38 号 浦臼町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第38号 浦臼町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第39号

○議長

日程第12、議案第39号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

横井課長。

○産業振興課長（横井正樹君）

議案第39号 指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第6項の規定により下記の事項に関して議会の議決を求める。

- 1 指定管理者の管理を行わせようとする施設の名称
浦臼町ジビエ処理加工センター（食肉加工施設）
- 2 指定管理者となる団体の名称
株式会社アイマトン

3 指定の期間

令和元年9月17日から令和12年3月31日まで

令和元年9月17日提出

浦臼町長 斉藤純雄

提案理由でございます。

地方自治法第244条の2第6項及び浦臼町公の施設に係る指定管理者の指定に係る条例の規定に基づき施設の指定管理者として指定する議会の議決を求めるものでございます。

以上が、議案第39号 指定管理者の指定についての内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第39号 指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第39号 指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

◎日程第13 同意第3号

○議 長

日程第13、同意第3号 教育委員会委員の任命の同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

斉藤町長。

○町長（斉藤純雄君）

同意第3号 教育委員会委員の任命の同意を求めることについて。

浦臼町教育委員会委員に次の者を選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

同意を求める者の住所、□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□、氏名、島智寛、□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□、選任理由は任期満了によるものであります。

次ページには履歴書等ありますので、お目通しをしていただきたいと思います。

以上が、同意第3号の内容であります。十分ご審議いただき、同意賜りますようよろしくお願いいたします。

○議 長

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時08分

再開 午後 2時08分

○議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

野崎議員。

○2番（野崎敬恭君）

島氏においては、余り参加していないという話が聞こえていますが、参加の実績等ございますか。

○議 長

浅岡教育長。

○教育長（浅岡哲男君）

きょうは出席簿は持ってきておりません。

○議 長

ほかに質問ありますか。

野崎議員。

○2番（野崎敬恭君）

教育方面だけでなく、結構他の委員会にも出席しないということが私の耳にもかなり入っていましたので、もしこのままあれするのであれば、各委員会に出席するよう促すよう求めたいと思います。

○議 長

ほかに質問ありますか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、同意第3号 教育委員会委員の任命の同意を求めることについてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長

起立全員です。

したがって、同意第3号 教育委員会委員の任命の同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定されました。

◎日程第14 同意第4号

○議 長

日程第14、同意第4号 教育委員会教育長の任命の同意を求めることについてを議題といたします。

河本局長には退席を願います。

提案理由の説明を求めます。

斉藤町長。

○町長（斉藤純雄君）

同意第4号 教育委員会教育長の任命の同意を求めることについて。

浦臼町教育委員会教育長に次の者を選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものがあります。

同意を求める者の住所、□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□、
氏名、河本浩昭、□□□□□□□□□□□□□□□□、選任理由は任期満了によるものであります。

次ページに履歴等々がありますけれども、お目通しをしていただければと思います。

以上が、同意第4号の内容であります。十分ご審議いただき、同意賜りますようよろしくお願いいたします。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、同意第4号 教育委員会教育長の任命の同意を求めることについてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、同意第4号 教育委員会教育長の任命の同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時12分

再開 午後 2時12分

○議 長

会議を再開いたします。

◎日程第15 報告第3号

○議 長

日程第15、報告第3号 平成30年度決算に基づく健全化判断比率の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

城宝主幹。

○総務課主幹（城宝睦己君）

議案書の27ページをお開きください。

報告第3号 平成30年度決算に基づく健全化判断比率の報告について。

平成30年度決算に基づく健全化判断比率を、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、監査委員

の意見をつけて報告する。

令和元年9月17日提出

浦臼町長 齊藤純雄

監査委員の審査意見書につきましては、後ほどお目通しをいただきたいと存じます。

次に、28ページをお開きください。

平成30年度決算に基づく普通会計財政健全化判断比率報告書。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、次のとおり報告する。

表内の各項目についてご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、表に記載の四つの指標により町の財政状況を判断するものでございます。

①実質赤字比率及び②連結実質赤字比率につきましては、これまでと同様、決算額に赤字が生じていないことから数値化されていない表記となっております。

③実質公債費比率につきましては、マイナス2.5%となり、法施行以来初となるマイナスの比率となりました。平成29年度決算に基づく比率が1.3%でありましたので、前年度比で3.8ポイント改善されたところでございます。比率改善の要因といたしましては、主に公債費償還額の減少が上げられますが、近年の大型事業実施に伴う起債の償還開始を今後控えていることから、楽観視できるものではなく、引き続き財政の健全運営に努めてまいるところでございます。

④将来負担比率につきましては、下水道事業債の償還等将来負担見込み額の減少や基金残高の増加に伴いまして、平成25年度決算以降6年連続で数値化されていない表記となっております。

次に、29ページをお開きください。

平成30年度決算に基づく下水道事業特別会計資金不足比率報告書。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき次のとおり報告する。

表内の項目についてご説明申し上げます。

①資金不足比率でございますが、資金不足、いわゆる赤字が生じていないことから数値化されていない表記となっております。

以上、概要をご説明申し上げまして、平成30年度決算に基づく健全化判断比率のご報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

報告第3号 平成30年度決算に基づく健全化判断比率の報告については

報告済みといたします。

ただいまから、休憩といたします。再開時間を 2 時 3 0 分といたします。

休憩 午後 2 時 1 8 分

再開 午後 2 時 2 7 分

○議 長

全員おそろいですので、休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎日程第 1 6 認定第 1 号～日程第 1 9 認定第 4 号（一括議題）

○議 長

日程第 1 6、認定第 1 号 平成 3 0 年度浦臼町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第 1 7、認定第 2 号 平成 3 0 年度浦臼町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 1 8、認定第 3 号 平成 3 0 年度浦臼町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 1 9、認定第 4 号 平成 3 0 年度浦臼町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

川畑副町長。

○副町長（川畑智昭君）

ただいま議題となりました認定第 1 号 平成 3 0 年度浦臼町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第 2 号 平成 3 0 年度浦臼町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について及び認定第 3 号 平成 3 0 年度浦臼町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について並びに認定第 4 号 平成 3 0 年度浦臼町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これら 4 件につきましては、地方自治法第 2 3 3 条第 2 項の規定に基づきまして、去る 8 月 1 9 日から 2 3 日までの期間、町監査委員においてそれぞれの会計の決算について審査をいただいたところでございます。

よって、地方自治法第 2 3 3 条の第 3 項の規定により、これら意見書を付しまして、議会の認定に付するものでございます。

審査の上、認定賜りますようよろしくお願い申し上げまして、提案に当たっての説明とさせていただきます。

○議 長

東藤議員。

○4 番（東藤晃義君）

動議を提出いたします。

ただいま議題となりました平成 3 0 年度浦臼町一般会計歳入歳出決算ほか 3 件につきましては、総合的見地からなる慎重なる審議を要するものと考えますので、議長及び議選監査委員を除く議員全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査に付されるよう望

みます。

以上、動議を提出します。

○議 長

高田議員。

○1番（高田英利君）

ただいまの動議につきまして、賛成をいたします。

○議 長

東藤議員の動議は、賛成者がありますので成立いたしました。

したがって、本動議を直ちに議題といたします。

お諮りします。

東藤議員の動議のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、本件は決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査に付されたいとの動議は可決されました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の任命についてお諮りいたします。

決算審査特別委員として、議長並びに議選監査委員を除く議員全員を指名いたします。

これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議長及び議選監査委員を除く議員全員を決算審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

認定第1号 平成30年度浦臼町一般会計歳入歳出決算の認定について、
認定第2号 平成30年度浦臼町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
について、認定第3号 平成30年度浦臼町後期高齢者医療特別会計歳入歳
出決算の認定について、認定第4号 平成30年度浦臼町下水道事業特別会
計歳入歳出決算の認定について、合わせて4件を決算審査特別委員会に付託
いたします。

ここで、暫時休憩をいたします。

休憩中には、ただいま設置されました決算審査特別委員会を開催して、委員
長並びに副委員長の互選を行っていただきたいと思っております。

休憩 午後 2時32分

再開 午後 2時37分

○議 長

会議を再開いたします。

諸般の報告をいたします。

休憩中に、決算審査特別委員会が開催され、委員長並びに副委員長の互選が行われ、その結果の報告がありましたので、周知いたします。

委員長に静川広巳議員、副委員長に高田英利議員、以上のとおり互選されました旨の報告がございました。

◎日程第20 発議第2号

○議 長

日程第20、発議第2号 浦臼町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

本件については、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、発議第2号については提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

これより、質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、発議第2号 浦臼町議会会議規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、発議第2号 浦臼町議会会議規則の一部を改正する規則についてについては原案のとおり決定されました。

◎日程第21 発議第3号

○議 長

日程第21、発議第3号 事務の検査についてを議題といたします。

本件については、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明

を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、発議第3号については提案理由の説明を省略することに決定しました。

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、発議第3号 事務の検査についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、発議第3号 事務の検査については原案のとおり決定されました。

◎日程第22 意見書案第1号

○議 長

日程第22、意見書案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書についてを議題といたします。

お諮りします。

意見書案第1号については、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号については提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、意見書案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、意見書案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書については原案のとおり採決されました。

◎日程第23 所管事務調査

○議 長

日程第23、所管事務調査についてを議題といたします。

総務産業常任委員長から、閉会中の事務調査について、会議規則第73条の規定により申し出があります。

お諮りします。

総務産業常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査に付することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、総務産業常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査に付することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議 長

これをもって、本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

したがって、令和元年第3回浦臼町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 2時41分